

第3回ジャガイモシロシストセンチュウ対策検討会議の概要 (平成28年9月7日 開催)

1 発生範囲の特定調査の結果

(1) 平成27年度

平成27年夏に実施した植物検診によりジャガイモシロシストセンチュウ（G_p）が確認された網走市の2地区（5ほ場（約20.7ha）で確認）について、過去にばれいしょを生産した実績のあるほ場の全てについて、土壌調査（土壌を採取して線虫の有無を確認）を実施した結果、62ほ場（約264.3ha）においてG_pが新たに確認された。

(2) 平成28年度（速報）

① 春季調査（土壌調査）

網走市のうち、平成27年度に調査を実施した2地区以外の地区において、ほ場を抽出して土壌調査を実施した結果、8地区19ほ場（87.4ha）においてG_pが新たに確認された。

② 夏季調査（植物検診）

網走市近隣で、かつ、ジャガイモシロシストセンチュウ（G_r）が確認されている7市町（北見市、大空町、置戸町、清里町、訓子府町、小清水町及び斜里町）において、抵抗性ばれいしょの栽培ほ場を対象に植物検診を実施した結果、G_pは確認されなかった。

2 防除対策の実証試験の結果

本線虫の効果的な防除方法を確立するため、G_p発生ほ場において①土壌消毒剤（D-D剤）の施用及び②対抗植物（ハリナスビ及びトマト野生種）の植栽によるG_pの密度低減効果について、農林水産省の委託事業（※）において北海道等が実証試験を実施している。

現時点で、①については、発生ほ場においてG_pの密度が低減されることが確認された。また、②については、過去の研究で室内試験での密度低減効果が確認されており、実証試験においては、ほ場での効果的な播種方法等の栽培技術を確認した。

このため、今後のG_pの密度低減を図る防除方法として期待できるとの見解が示された。

※平成28年度「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究」委託事業

3 寄主植物等の移動規制

委員からは、現在のところ、G_pの発生が確認された範囲は、網走市内

のG pの発生が確認されたほ場を含む11地区に限定されているものの、当該地区からばれいしょや土壌等を介したG pのまん延を防止するためには、発生ほ場の密度低減を実施するとともに、強制力のある移動規制が必要である旨の指摘があった。

このため、植物防疫法に基づく緊急防除を実施し、G pが確認された地区からのG pのまん延防止を図るため、寄主植物等の移動を規制するとともに、発生ほ場においては、寄主植物の植栽を禁止しG pの増殖を防止した上で、土壌消毒や対抗植物の植栽によりG pの密度低減を図る必要があるとの見解が示された。

具体的な移動規制の実施方針については、農林水産省の提案のとおり、G pの発生が確認された地域を対象に実施することが妥当、また、今後の発生状況によって見直すこととされた。（別紙参照）

4 当面の調査及び防除について

（1）秋期調査（土壌調査）

本年度の春季及び夏季調査においてG pの発生が新たに確認された地区等9地区において、地区内でのG pの発生範囲を特定するため、当該地区内において過去にばれいしょを生産した実績のあるほ場の全てについて、今秋から土壌調査を実施する。

（2）発生ほ場における防除

これまでにG pの発生が確認されたほ場については、今秋から直ちに土壌消毒を実施する。

5 次年度の調査及び防除の方針について

（1）発生ほ場における防除

本年度の秋期調査の結果を含め、G pの発生が確認されたほ場については、来年度の春先に土壌消毒を実施した上で、対抗植物を植栽することにより、G pの密度低減を図ることとする。

なお、発生ほ場において、防除を行う際には、野良いもの除去等も重要との指摘があった。

（2）発生範囲を特定するための調査

次年度の調査の範囲やスケジュールについては、本年度秋期の土壌調査の結果を踏まえ、次回検討会議（平成29年3月頃を予定）において、決定することとされた。

6 その他

第2回の検討会でも指摘のあった発生要因の調査についても、新たに発生が確認された地区も対象に含めて調査を継続する。

ジャガイモシロシストセンチュウに関するこれまでの経緯

【平成27年度】

日 時	内 容
8月6日(木)	北海道庁から農林水産省に、ジャガイモシロシストセンチュウと考えられる線虫が確認された旨の連絡。 植物防疫課及び横浜植物防疫所担当官を北海道庁に派遣。北海道庁からの事実関係の確認とともに、今後の対応を打ち合わせ。
8月7日(金)	植物防疫課及び横浜植物防疫所担当官を網走市に派遣。北海道庁及び現地関係者と初動調査の実施について調整。
8月11日(火)	横浜植物防疫所の植物防疫官が、現地において初動調査を実施。調査で採取されたサンプルは、同所調査研究部に送付し、同定作業を開始。
8月19日(水)	横浜植物防疫所調査研究部での同定の結果、ジャガイモシロシストセンチュウであることを確認。 農林水産省から、「ジャガイモシロシストセンチュウの確認について」をプレスリリース。 消費・安全局長から北海道知事宛てに、「ジャガイモシロシストセンチュウの確認について」を発出。併せて、植物防疫課長から各農政局等に、各県への情報提供を要請する通知を発出。
8月24日(月)	農林水産省佐藤政務官が、網走市において関係者と意見交換を行うとともに、でんぷん工場等を視察。
8月25日(火)	横浜植物防疫所が、網走市において発生範囲調査を実施。
8月26日(水)	横浜植物防疫所が、小清水町、清里町及び北見市において発生範囲調査を実施。
8月27日(木)	横浜植物防疫所が、斜里町、大空町において発生範囲調査を実施。
9月2日(水)	北見市で開催されたオホーツク管内JAによる「ジャガイモシロシストセンチュウ対策検討会議」の場で、農林水産省が状況等を説明。
9月3日(木)	消費・安全局長から北海道知事宛てに、「ジャガイモシロシストセンチュウの発生地域における当面のまん延防止対策等について」を発出。
9月4日(金)	横浜植物防疫所が、移動前検査実施に関する生産者説明を実施。
9月5日(土) ～12月27日 (日)	植物防疫官が、対象地域において検査を実施（植物防疫官によるばれいしょ等移動前検査の開始。）。
9月9日(水)	北見市で開催されたオホーツク管内JAによる「ジャガイモシロ

	シストセンチュウ対策会議」において、北海道オホーツク振興局が、現地農業団体、農業者、市町村等に対する説明会を開催。
9月15日(火)	第1回ジャガイモシロシストセンチュウ対策検討会議を開催。 〔発生範囲調査の結果(2地区6筆で確認)及び今後の対策(土壌調査方針等。)を公表。〕
10月16日(金)	横浜植物防疫所が、土壌調査の実施に関する生産者説明を実施。
10月19日(月) ～11月20日(金)	横浜植物防疫所が、発生2地区において土壌調査用の土壌を採集。
10月23日(金)	斜里町の製糖工場に、ジャガイモシロシストセンチュウ対策として、運搬車両の洗浄施設を整備。
11月30日(月) ～2月下旬	発生2地区において採集した土壌のカップ検診及び検定を実施。
1月13日(水) ～1月29日(金)	横浜植物防疫所が、地元JAの協力を得て、ジャガイモシロシストセンチュウの発生要因調査を実施。
3月4日(金)	第2回ジャガイモシロシストセンチュウ対策検討会議を開催。 (土壌調査の結果及び平成28年度の調査方針等を公表。)
3月30日(水)	種馬鈴しよ検疫規程及び種馬鈴しよの検査について農林水産大臣の定める基準を改正し、ジャガイモシロシストセンチュウを種馬鈴しよ検疫の対象害虫に追加。 「ジャガイモシロシストセンチュウの発生地域における当面のまん延防止対策等について」を改正し、消費・安全局長から北海道知事に対して、ジャガイモシロシストセンチュウの発生ほ場におけるばれいしよの作付け自粛を要請。

【平成28年度】

日時	内容
4月26日(火) ～8月下旬	横浜植物防疫所が、網走市内の全域において、ほ場を抽出して土壌を採集し、土壌調査を実施。
7月中旬～ 8月下旬	網走市近隣7市町において、地方自治体及び地元農協が、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性ばれいしよ作付けほ場を抽出して植物検診を実施。
9月1日	農林水産省が、網走市において今後の防除対策に関する説明会を開催。

ジャガイボシロシトセンチュウの緊急防除の概要

1. 防除区域と発生ほ場特定調査

(1) 本線虫が発見されたほ場を含む大字を防除区域として指定（網走市内の11大字）。

【防除区域】

北海道網走市の稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里

(2) 本年秋季以降、発生大字の全畑作ほ場について、発生ほ場を特定するための調査を実施し、来年春までを目途に発生ほ場を特定。

2. 栽培の禁止

防除区域内の発生ほ場においては、原則、なす科植物の栽培を禁止。

3. 移動制限等

(1) なす科植物の地下部及び土の付着したなす科以外の植物の地下部（てんさい、ながいも、ごぼう、わさび大根等、以下「てんさい等」）を防除区域外に移動する場合には、植物防疫官がジャガイボシロシトセンチュウのまん延のおそれがないことを確認したもののみ、移動を許可。

(2) 植物防疫官は、まん延のおそれがないことを確認するため、加工用ばれいしょ（でん粉原料用を含む）や土の付着したてんさい等を防除区域外へ移動する際には、以下のジャガイボシロシトセンチュウの拡散を防止するための措置が講じられていることを確認。

- ① 全量が加工用に供されるか選果場等で土が除去されること
- ② 防除区域外の加工施設や選果施設に移動する際、運搬車両等にタイヤ等に土が付着していないことや幌がけ等の分散防止措置がとられていること
- ③ 加工工場や選果施設等において、植物残渣、土壌、洗浄水等が適切に処理されていること

(3) 生食用ばれいしょは、植物防疫官の廃棄命令に基づき廃棄。

(4) 農業機械等に付着した土については、洗浄等の徹底を指導。

4. 防除の実施

発生ほ場において、土壌消毒、対抗植物の植栽、非寄主植物の植栽を組み合わせた防除を実施。

5. 緊急防除の期限

緊急防除の期間は、3年輪作における防除が一巡し、本線虫が検出限界以下になると想定される平成31年度末を期限。